

# 入 札 説 明 書

件名「市立保育所調理業務委託（和泉保育園）」

横浜市こども青少年局  
保育・教育支援課 市立保育所係

「市立保育所調理業務委託（和泉保育園）」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によること。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

市立保育所調理業務委託（和泉保育園）

### (2) 業務内容

- ア 食材調達・保管管理
- イ 下処理・調理
- ウ 配・下膳、湯茶の提供
- エ 食器洗浄・保管
- オ 上記に付帯する安全管理・衛生管理
- カ その他仕様書のとおり

### (3) 委託期間

ア 履行期間（令和5年度分）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

イ 総履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

### (4) 予定価格

18,864,000円（基本委託料のみ。消費税及び地方消費税を含む。）

※入札の金額は基本委託料のみの金額。給食材料費は含まない。

※入札後の契約時に横浜市が積算した給食材料費を上乗せして契約する。

なお、給食材料は横浜市が指定する業者から仕入れること。

令和5年度分（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に係る金額

### (5) 入札方法

価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札により行う。（詳細は添付資料1、2を参照）

### (6) 履行場所

横浜市和泉保育園

### (7) この契約は、令和5年度横浜市各会計予算が令和5年3月31日までに横浜市会において可決されることを停止条件とする案件。

## 2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 令和4年度の一般競争入札有資格者名簿の営業種目「325：給食」に登録が認められている者で、かつ、当該種目の希望順位が一位であること。
- (2) 総合評価競争入札参加意向申出書提出の日から落札者の決定までの間のいずれの日においても横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 病院、児童福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設のいずれかにおいて特定給食施設または小規模給食施設の受託実績があること。
- (4) 保育所の開所日において昼食の提供が可能で、離乳食・食物アレルギー除去食等

の調理実績があること。

### 3 入札参加の手続

入札参加希望者は、前項に掲げる要件（以下「入札参加資格」という。）を満たすことを証明するため、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (1) 提出書類（横浜市こども青少年局ホームページからダウンロードすること）

ア 総合評価競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 委託業務経歴書（様式2）等

第2項第3号～4号に該当することを証する書類

#### (2) 提出場所

持参の場合：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所 13階

こども青少年局 保育・教育支援課 市立保育所係

郵送の場合：同上

代表電話045(671)2396

#### (3) 提出期限及び提出時間

令和4年11月9日午後5時まで（ただし、日曜日、土曜日、祝日等を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。以下、特に指定のない限り同様とする。）

#### (4) 提出方法

ア 持参による提出の場合

提出書類を期限までに、紙にて提出場所に直接持参すること。

イ 郵送による提出の場合

提出書類を令和4年11月9日午後5時までに提出場所に必着で郵送すること。

郵送は、書留郵便によること。

なお、封筒の封皮には「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書し、また、郵送した日に提出場所に必ず電話連絡すること。

#### (5) 入札参加資格の確認審査結果の通知

入札参加資格の確認審査結果の通知は、入札参加資格確認申請を行った入札参加者に対して、令和4年11月14日までに通知し、書面を交付する。

### 4 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合には、以下の要領にて質問書を提出すること。

#### (1) 入札説明書等の内容に関する質問

ア 質問資格

入札参加資格確認通知書により入札参加資格「有」の通知を受けた者

イ 提出様式

質問書（様式3）

ウ 提出場所

第3項第2号に掲げる部署

エ 提出期限及び提出時間

令和4年11月16日午後5時まで

#### (2) 回答の公表

入札説明書等の内容に関する質問に対する回答については、横浜市こども青少

年局ホームページ（保育・教育支援課）に掲載する。

なお、入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 質問への回答期限

入札説明書等の内容に関する質問

令和4年11月25日

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格の確認審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、保育・教育支援課に対して、入札参加資格がないと認めた理由について次に従い書面（様式4）により説明を求めることができる。

(1) 提出場所

第3項第2号に掲げる部署

(2) 提出期限及び提出時間

令和4年11月18日午後5時まで

(3) 提出方法

書面の提出は、提出場所へ持参又は郵送すること。郵便にて提出を行う場合は、事前に第3項第2号の部署に連絡すること。郵送の場合は、令和4年11月18日午後5時必着のこと。

(4) 横浜市子ども青少年局保育・教育支援課は、説明を求められたときは、令和4年11月25日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第2項の入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 第3項第1号に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

(3) 提案書等作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

7 入札提出書類の提出日時及び場所等

入札参加資格の確認審査の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、入札提出書類を提出することができる。

(1) 入札提出書類は以下のとおりとする。

ア 入札提出書類提出届（様式5）

イ 委任状（様式6）「代理人が入札する場合」

ウ 入札書（様式7）

エ 入札提案書

入札提案書表紙（様式8）を付けて提出すること。入札提案書については、提案書作成要領（添付資料3）を参照のうえ**7部**提出すること。

(2) 提出場所

第3項第2号に掲げる部署

(3) 提出期限

令和4年11月30日午後5時まで

(4) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの入札案件に対して1つの提案しか行うことはできない。  
ただし、他園案件への応札を妨げない。

## 8 入札提出書類の提出方法等

### (1) 提出方法

ア 入札提出書類は持参または郵送により提出すること

イ 入札書は任意の封筒に入れ、封印し提出すること。

封筒の表には、必ず宛名「横浜市契約事務受任者」、「入札者名」、「市立保育所調理業務委託（和泉保育園）入札書在中」の旨を朱書きすること。

ウ 持参による入札提出書類は、第7項第3号に示した日時に到着しないものは無効とする。

### (2) 郵送による提出

ア 提出場所

第3項第2号に掲げる部署

イ 提出期限

令和4年11月30日午後5時まで必着

ウ 提出方法

郵便入札は書留郵便によること。

この書留郵便には、必ず宛名「横浜市契約事務受任者」、「入札者名」、「市立保育所調理業務委託（和泉保育園）入札書在中」の旨を朱書きし、その他付随書類と一緒に送付するものとする。

また、外封筒の封皮には「入札提出書類在中」と朱書きすること。

なお、郵送後速やかに第3項第2号に掲げる部署へ連絡すること。

エ 郵送による入札提出書類は、第2号イに示した日時に到着しないものは無効とする。

### (3) 代理人

ア 入札参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。

イ 代理人が入札提出書類を提出する場合には、委任状（様式6）を提出すること。

### (4) 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合には、入札辞退書（様式9）を提出すること。

なお、入札を辞退した者が、これを理由として以後の入札参加について不利益な取り扱いを受けるものではない。

ア 提出場所

第3項第2号に掲げる部署

イ 提出期限

令和4年11月30日午後5時まで

### (5) 入札提出書類の取扱

ア 著作権

入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、入札参加者が負うものとする。

ウ 入札提出書類の使用等

横浜市こども青少年局保育・教育支援課は、入札参加者から提出された入札提出書類を入札参加者に無断で使用しない。

なお、提出された入札提出書類は返却しない。

エ 入札提出書類の変更等の禁止

提出された入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(6) その他

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

エ 横浜市こども青少年局保育・教育支援課は、入札参加者が談合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札が公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

9 ヒアリング

(1) 実施日時（予定）

令和 4 年 12 月下旬で実施予定。 ※正式な日時は該当者へ通知する。

(2) 場所（予定）

横浜市役所における会議室 ※正式な場所は該当者へ通知する。

(3) 出席者

1 社 3 名までとする。（出席者のうち、1 名は実際に給食業務担当と予定される管理者（栄養士）とする。）

(4) 内容

ア 提出された提案書について、横浜市が確認したい点や不明点についてヒアリングを行う。なお、提案書を補足する目的で実施するので、提案書に記載されていないことは評価の対象とならない。

イ 時間配分は参加数を考慮し、後日通知する。

(5) その他

会場において、次の各号の一つに該当するものは、退去させる。

ア 公正な執行を妨げようとしたもの。

イ 不正な利益を得るために連合したもの。

10 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

ヒアリングの実施後、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札により行う。

(2) 評価委員会

ア 評価委員会の設置

評価委員会は、提出された入札提出書類の内容評価、落札者決定基準に基づく落札者の評価を行う。

イ 評価委員会は下記の 5 名で構成される。

|      | 所 属・役 職                                 |
|------|---|
| 委員長  | こども青少年局総務部長                             |
| 副委員長 | こども青少年局保育・教育部長                          |
| 委員   | こども青少年局保育・教育部 保育・教育支援課<br>人材育成・向上支援担当課長 |
|      | 泉区役所こども家庭支援課 学校連携・こども担当課長               |
|      | 健康福祉局健康安全部 食品衛生課長                       |

ウ 評価委員会は非公開とする。

エ 評価委員会の事務局は、こども青少年局保育・教育支援課とする。

オ 入札提出書類を提出した日以降、入札者はこの入札に関して、評価委員と接触することはできない。接触の事実が判明した場合、その入札者は落札者とししない。

#### 11 開札の日時及び場所

##### (1) 日時

令和5年1月10日（予定） ※正式な日時は該当者へ通知する。

##### (2) 場所

横浜市役所における会議室 ※正式な場所は該当者へ通知する。

(3) 開札場には、入札者又はその代理人及び入札事務に関係のある職員以外の者は入場することができない。

(4) 入札者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札場に入場することができない。

(5) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状（様式6）を提出しなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、事務局が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札終了まで開札場を退場することができない。

(7) 開札場において、次の各号の一つに該当するものは、当該開札場から退去させる。

ア 開札の公正な執行を妨げようとしたもの

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために連合したもの

(8) 入札書に記載される入札価格は、本業務委託に係る対価から消費税及び地方消費税を控除した金額とする

(9) 開札においては、入札価格が「予定価格の110分の100」の範囲内であるかの確認を行い、範囲外の場合は失格とし、範囲内の場合のみ、その後の落札者選定の対象となる。また、この際入札価格の公表は行わない。

(10) 入札価格が予定価格の範囲内のものについて、落札者決定基準（添付資料1）により算出した「評価値」が最も高いものを落札者とする。

※評価の最も高い者が2人以上あるときは落札者決定基準（添付資料1）のとおりとする。

##### (11) 入札結果の通知および公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、横浜市こども青少年局保育・教育支援課ホームページにおいて公表する。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

- (1) 入札説明書等に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (2) 入札公告及び入札説明書等に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (3) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札
- (5) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札
- (6) その他、入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、横浜市こども青少年局保育・教育支援課により入札参加資格のあることを確認された者であっても、落札者の決定までの間において横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止処置を受けている者等、第2項に掲げる資格のない者は入札参加資格のない者に該当する。

## 13 入札保証金及び契約保証金いずれも免除する。

## 14 契約・支払

### (1) 契約

ア 契約書の作成  
要する。

### イ 長期継続契約

この契約は、地方自治法234条の3に基づく長期継続契約であるため、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る横浜市こども青少年局予算が減額又は削除された場合は、横浜市契約事務受任者は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。また、受託者は、本件契約に係る横浜市こども青少年局予算が減額又は削除されたことにより、横浜市契約事務受任者が本件契約を解除した場合において、横浜市契約事務受任者が翌年度以降に支払いを予定していた委託料について、請求することはできないものとする。また、受託者は、本契約に係る横浜市こども青少年局予算の減額又は削除があったことにより、横浜市契約事務受任者が本件契約を変更又は解除した場合に生じた損害の賠償について横浜市契約事務受任者に請求することはできないものとする。

### (2) 支払

ア 前金払  
行わない。

### イ 支払方法

1か月間の代金について、検査終了後、適法な請求書受理後原則として30日以内に支払う。

なお、1ヶ月あたりの基本委託料は年間の基本委託料を12等分した額とし、給食材料費は規定の1食あたりの食材費単価に実際の喫食数を乗じた額とする。

給食材料費単価については、乳児食420円、幼児食252円、幼児主食50円、延長保育補食100円（いずれも税込）を目安とする。

## 15 その他

- (1) 当該入札参加者および当該契約の相手方が本件調達に要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担する。
- (2) 契約手続きに関しての問い合わせ先は第3項第2号に掲げる部署とする。

- (3) やむを得ない事情によりヒアリング及び開札の日時が変更になる場合は該当者に通知する。
- (4) 契約約款
  - ア 委託契約約款（添付資料4）
  - イ 個人情報取扱特記事項（添付資料5）